

ろうきん 企業年金 NEWS

生活応援バンク
ろうきん

第15号

税制改正要望、NISAと企業年金

- 平成 26 年度税制改善要望～厚生労働省
- NISAとDCマッチング拠出、財形年金の比較



< 新規掲載！労働組合の自己点検ツール >

役割発揮宣言（企業年金）ホームページ連動

「退職金・企業年金チェックシート」

1. 企業年金に関する「平成 26 年度税制改正要望」～厚生労働省

今後の企業年金制度の改正動向を占う上でも重要な標記事項が、2013 年 9 月 2 日に発表されました。

要望事項	主旨	対象制度
企業年金等の積立金に対する「特別法人税の撤廃」	2014 年 3 月まで課税凍結中だが、企業年金等の普及を図るため積立金に対する特別法人税を撤廃する	DB・DC 厚生年金基金
確定拠出年金の「拠出限度額の引き上げ」	老後の所得保障機能を充実強化するため、拠出限度額の引き上げを図る	DC
確定拠出年金の「中途引き出し要件の緩和」	中途引き出し要件（＝脱退一時金の受取要件）となっている資産額の見直しを行う	

（1）「企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃」について

特別法人税は、企業年金の財政・運用環境の悪化等を背景に 1999 年度から課税が「凍結」されています。凍結が解除されると「確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）は積立金の全額」「厚生年金基金は代行部分の 3.23 倍に相当する額を超える部分」に対して 1.173%が課税されます。これまで毎年、撤廃要望が出され「凍結期間の延長」が繰り返されてきましたが、**公的年金の支給開始年齢の引き上げ開始や厚生年金基金制度の実質廃止など環境が変化しており、今回はいよいよ撤廃されるのではと注目されています。**



ココでチェック＜特別法人税とは＞

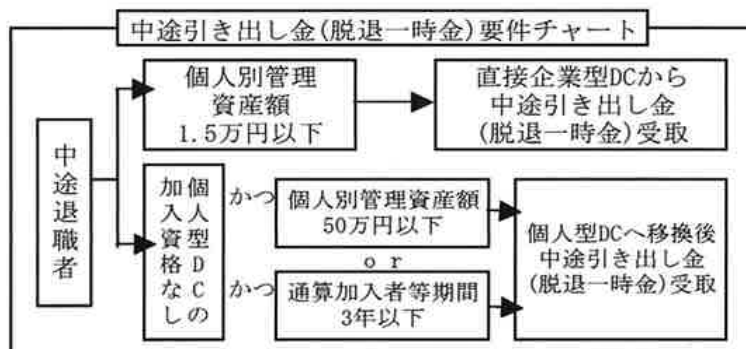
1962 年に適格退職年金とともに創設されたものですが、それまでは「企業年金への掛金は非課税」でした。しかし、従業員に対する課税は給付時まで繰り延べられるため、繰り延べ期間中の遅延利子相当を税として徴収することが妥当とされ、当時の金利状況や税率を踏まえて 1.173%が課税されることになりました。なお、この税制度は「資産課税」ですので、運用収益にのみ課税される利子税等と違い、運用収益がマイナスであっても残高に課税されるという事態が想定されるため、各方面から撤廃の要望が寄せられていたものです。

（2）「確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ」について

厚生労働省によると、企業型 DC の掛金拠出の約 9 割は賃金に一定率を乗ずる方式になっており、年功序列賃金体系の下、30 歳以下で掛金が 1 万円以下の者の割合が 7 割以上を占めています。**掛金拠出限度額が引き上がると、「掛金拠出額の増額」や「マッチング拠出の導入」につながりますので、退職後の資産形成の強化につながる要望として、実現が望まれています。**

（3）「確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和」について（右図の現行要件の緩和）

企業型 DC 加入者が結婚退職した場合などは少額の資産を 60 歳まで手数料を負担しながら運用し続けなければならないといった不具合が発生しますが、こうした点を改善し、**制度の使い勝手の向上を図るものとして、こちらも実現が望まれています。**



2. NISA(少額投資非課税制度)と確定拠出年金(マッチング拠出)、財形年金

税制メリットのある資産形成手段の1つに2014年1月からNISAが加わります。個人で資金を拠出して資産形成を行うという点では、「DCマッチング拠出」や「財形年金」も同じですので、10月からのNISAの口座開設開始を機に、資産形成に関する主な税制メリットや利用目的などについて比較を行ってみました。

制度	税制メリット	途中換金	主な運用商品	主な利用目的
NISA	- 課税後所得から年100万円×5年(最長10年運用可)まで投資可能 - 運用益は非課税 - 換金再投資は課税(損益通算不可) - 制度は10年間の時限的な措置	可能	- 株 - 投資信託	- 広範な資産形成 - 余裕資金の運用
確定拠出年金 (マッチング拠出)	- 掛金は全額が所得控除となり、法定上限まで投資可能 - 運用益は非課税* - ベースとなる会社掛金は損金算入 *特別法人税は2014年3月末まで課税凍結中	原則60歳まで不可	- 定期預金 - 保険商品 - 投資信託	- 退職後の資産形成 - 公的年金の補完
財形年金	- 課税後所得から財形住宅と元利金残高合計で550万円まで投資可能 - 運用収益は非課税	可能 ※遡及課税	- 定期預金 - 生命保険	

このとおり制度毎に特徴が異なりますので、正しく理解しマネープランに沿って活用することが重要です。退職後生活の安定のために、労働組合のメインバンクである労働金庫で計画的な資産形成を実践しましょう。

3. 退職金・企業年金チェックシートのご案内

ろうきんでは、労働組合の皆様が自社の退職給付制度を知り、問題点を把握・解決するのに役立つツールを新たに作成し、役割発揮宣言(企業年金)ホームページ(<http://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/>)で公開しました。簡単なチェックでポイントがわかるほか解説資料も掲載しており、より詳細な情報提供も可能ですのでチェック後は最寄りのろうきんにご相談ください。

<企業年金の実績情報>

退職給付制度	加入者数※	規約数	企業数	公表元
DB: 確定給付企業年金	796万人	14,488規約	—	H25.10.1(企業年金連合会)
DC: 確定拠出年金(企業型)	462万人	4,285規約	17,518社	H25.8.31(厚生労働省)
マッチング拠出導入実績	—	806規約	2,917社	H25.8.31(厚生労働省)

※DBの加入者数は2013年3月末基準、DCの加入者数は2013年7月末基準

【確定拠出年金を導入している会員のみなさまへ】

「ろうきんDC定期預金」を商品ラインナップに加えませんか？

競争力のある金利水準・高い信用力から、多くの企業に選定いただいております。(2013.10.8時点)

ろうきん
DC定期(5年)
0.16%

<ろうきん>は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。

制度研修会・加入者教育の講師派遣・個人型への移換手続きサポート等<ろうきん>にご相談ください。

【労働金庫連合会 営業推進部 Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039】

注)本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。

信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。

労働組合のためのろうきんの企業年金サポート

退職金・企業年金チェックシート

退職金・企業年金は、組合員の退職後の生活を左右しかねない、福利厚生制度の中でも重要な制度の一つです。制度改定に際しては労使協議が欠かせないため、労働組合にも退職金・企業年金に関する知識が求められます。まずは、どれくらい現状が把握できているか、このチェックシートを用いて確認してみましょう。

チェックシートの活用方法

- STEP1 まず、1ページの質問事項をチェックしてみましょう。
STEP2 次に、2～4ページで、実施している制度についてチェックしてみましょう。
STEP3 労働金庫連合会の企業年金ホームページに解説資料を掲載していますので理解を深めましょう。(http://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/)

STEP1 どのような制度を実施しているかチェックしましょう

①実施している制度の種類および構成割合を把握している ☐